

地域	ブルネイ・ダルサラーム国
日付	2022年3月31日
法律事務所	Messrs. Pengiran Izad & Lee
役職名、氏名	Partner. Pengiran Izad-Ryan Pengiran Haji Bahrin
連絡先	pgizad@pgizadandlee.com.bn +673-2232945

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の私的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

はい。なお、現時点では法律はなく、本アンケートへの回答はブルネイ情報通信技術産業局(AITI)が発行したパブリック・コンサルテーション・ペーパーに基づいています。
https://www.aiti.gov.bn/SiteCollectionDocuments/PDP/RPCP_AITI_03122021_FINAL.pdf をご参照ください。

- ii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

特にありません。

- iii. あなたの国には、現在又は近い将来施行される予定の個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要を教えてください。)

はい、2006年銀行令(特に Section 58 と Schedule 3)をご参照ください。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報の保護に関する規定の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律全てについて以下の空欄を埋めて下さい(必要に応じて回答欄を追加してください。)

- a) 名称: 個人情報保護令(草案)

① 「個人情報」の定義	真偽を問わず、そのデータから本人を特定できる、または、そのデータと組織が保有しているか容易にアクセスできる情報とから
-------------	--

	特定される個人に関する情報
② 法律の適用範囲	PDPO に以下のような内容で定義されるすべての組織 「個人、会社、団体、法人、非法人を問わず、(a)ブルネイ・ダルサラーム国の法律に基づいて設立または承認されたか、(b)ブルネイ・ダルサラーム国に居住するか、事務所または事業所を有しているか否かを問わない。」 ただし、以下を除きます。 a) 個人的または家庭的な立場で行動する個人 b) 組織の従業員または役員として行動する個人 c) ビジネス連絡先 d) 死亡した人の個人データ。 また、公的機関の除外項目もあります。
③ 地理的範囲	- ブルネイの法律に基づいて設立または承認されているかどうか、ブルネイ・ダルサラーム国に居住または事務所や拠点を有しているかどうかに関係なく、ブルネイ・ダルサラーム国で個人データを収集、使用、または開示するすべての民間分野の組織 - 海外にある組織も、ブルネイ・ダルサラーム国内で個人データを収集、使用、または開示する(すなわち、データ処理活動に従事する)限り、PDPO の対象となる可能性があります。
④ URL	https://www.aiti.gov.bn/SiteCollectionDocuments/PDP/RPCP_AITI_03122021_FINAL.pdf .
⑤ 施行日	未定

b) 名称: 銀行令

① 「個人情報」の定義	銀行令では定義されていません。銀行は「顧客情報」に関して守秘義務を負っており、これには顧客の名前、身元、住所、顧客のクレジットカードやチャージカードの未払い債務額、信用枠などが含まれますが、これらに限定されません。一般的には、銀行取引の過程で得られた顧客に関するあらゆる情報を指します。
② 法律の適用範囲	すべての銀行業務およびそれに関連する業務 銀行業務とは、公衆からの預金またはその他の返済可能な資金の受領および自己勘定での信用供与からなる、またはそれを含む業務と定義され、以下の活動を含みます。 a) 金融リース、(b) 送金サービス、(c) クレジットカード、チャージカード、トラベラーズチェック、銀行手形などの支払い手段の発行および管理、(d) 保証および約定、(e) 金融市場商品、外国為替、金融先物およびオプション、為替および金利商品、譲渡可能証券などの一つ以上の自己勘定または顧客勘定のための取引、(f) 株式発行への参加およびそれに関連するサービスの提供 (g) 企業に対する資本構造、産業戦略およびそれに関連する質問、企業の合併および買収に関する助言およびサービス (h) 資金仲介 (i) ポートフォリオ管理および

	び助言 (j) 証券の保管および管理 (k) 信用照会サービス (l) 金庫保管サービス (m) 銀行保証 および (n) 当局が大臣の承認を得て書面で承認するその他の事業
③ 地理的範囲	銀行令第 4 項または第 23 項に基づくライセンスの付与を受けている銀行業事業者、および銀行業事業者のブルネイ・ダルサラーム国におけるすべての支店および事務所
④ URL	https://www.agc.gov.bn/AGC%20Images/LAWS/BLUV/BANKING%20ORDER,%202006.pdf
⑤ 施行日	2006年3月4日

- ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

ブルネイ・ダルサラーム国情報通信技術産業局(AITI)は、暫定のデータ事務所に指定されており、PDPO の草案作成に責任を負い、ブルネイ・ダルサラーム国のデータ保護の一般的枠組みを定めていました。AITI は、PDPO の行政および執行のための責任ある機関として指定されることを表明しています。

PDPO はまだ草案の段階であり、2022 年半ばまでに制定される予定である。PDPO の施行は、PDPO が制定された時点から 2 年後に開始されるものとする。PDPO は、PDPO の行政・執行を監督する責任ある機関の設立を規定するものである。

AITI は先にパブリック・コンサルテーション・ペーパーを発行し、様々な業界団体や企業の関係者、利害関係者にフレームワークのドラフトに対するコメントやフィードバックを求めました。

III. OECD プライバシーガイドライン

- i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を体現した法の規定があればその概要をご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflows ofpersonaldata.htm>
<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesonthe protectionofprivacyandtransborderflows ofpersonaldata.htm>

- (a) 収集制限の原則

PDPO では、これに相当するものを**目的制限義務**と呼んでいます。組織は、合理的な人がその状況下で適切と考える目的に限って、個人に関する個人データを収集、使用、開示することができます。組織は、収集した個人データを、当初同意した目的とは異なる目的で使用する場合、改めて同意を得る必要があります。

- (b) データ内容の原則

これに相当するのが、PDPO の**正確性義務**と呼ばれるものです。
組織は、当該個人に影響を与える決定を行うために当該個人データを使用する可能性がある場合、または当該個人データを他の組織に開示する可能性がある場合、その収集した個人データが正確かつ完全であることを保証するために合理的な努力をしなければなりません。

(c) 目的明確化の原則

PDPO の**保有制限義務**に一部含まれます。
組織は、個人データの保有が、もはやその収集目的を果たさず、法的または業務上の目的から必要ないと考えることが妥当であれば、直ちに、個人データを含む文書の保有を中止し、または個人データを特定の個人に関連付けることができる手段を削除しなければなりません。

(d) 利用制限の原則

PDPO では、これに相当するものを**同意の義務**と呼んでいます。
組織が個人の個人データを収集、使用、または開示するには、法律で要求または許可されている場合、または PDPO の例外が適用される場合を除き、個人の同意が必要です。このような同意は、有効に取得されなければなりません。明示的に与えられたものであるか、与えられたとみなされるものであるかを問いません。

(e) 安全保護の原則

これに相当するものを PDPO では**保護義務**と呼んでいます。
組織は、その所有または管理下にある個人データを、(a) 不正なアクセス、収集、使用、開示、コピー、変更、廃棄、または同様のリスク (b) 個人データが保存されている記憶媒体またはデバイスの損失を防ぐような合理的なセキュリティ対策を講じることによって保護しなければなりません。

(f) 公開の原則

これに相当するものは**告知義務**として言及されており、PDPO においては、**同意の義務**と関連しています。
組織は個人に対して以下の情報を提供する必要があります。(a) 個人情報の収集時または収集前に、個人情報の収集、使用、開示の目的 (b) 個人情報の使用または開示の目的で、本人に通知されていないものについては、個人情報の使用または開示の前に、その目的についての情報を提供する必要があります。

(g) 個人参加の原則

PDPO のアクセス、訂正、データポータビリティ義務に部分的に含まれます。
個人には、組織が所有または管理している個人データ、およびアクセス要求日の前 1 年以内にその個人データが使用または開示された方法またはその可能性に関する情報の提供を組織に要求する権利を有しています(ただし、PDPO に記載された例外を除きます)。

(h) 責任の原則

組織は、PDPO を確実に遵守するための責任者(通常、データ保護責任者(DPO)と呼ばれます)を任命し、苦情の受付プロセスなど、PDPO の義務を果たすために必要な方針と実際の業務を策定し、実施することが求められます。

また、PDPO では、以下のような遵守すべき義務を定めています。

- 1) **移転制限義務** - 組織は、PDPO の下で定められた要件に従わない限り、ブルネイ・ダルサラーム国外の国または地域に個人データを移転してはならず、移転された個人データには PDPO の下での保護水準と同等の水準が与えられることを保証する必要があります。
- 2) **データ侵害の通知義務** - 組織は、可能な限り速やかに、ただしいかなる場合でも評価を行った後 3 暦日以内に、以下のデータ侵害を責任ある機関に通知することが義務付けられています。
 - (a) データ侵害によって影響を受ける個人データが関連する個人に重大な損害をもたらす、またはもたらす可能性がある。
 - (b) 重要な規模である、またはその可能性が高い。

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要を教えてください。

(a) 収集制限の原則

該当なし

(b) データ内容の原則

該当なし

(c) 目的明確化の原則

該当なし

(d) 利用制限の原則

該当なし

(e) 安全保護の原則

該当なし

(f) 公開の原則

該当なし

(g) 個人参加の原則

該当なし

(h) 責任の原則

該当なし

注:AITIは現在もコメントや提案の草案を検討している段階です。AITIは、最終版PDPOに、該当する場合は適切な例外を含めると表明しています。

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的なガバメントアクセスやデータローカライゼーションのような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

一般に、政府の強制力はブルネイの法規に従っているため、公的機関がデータや情報を自由に要求することには制約があると理解されています。個人データを入手する権限は、主に、特定の法律に従って調査または規制機能を実行するための様々な機関の権限から構成されています。以下は、このような状況の概要を説明するための、関連する法令に関して政府の主管当局が行使できる調査権限の例の非網羅的リストです。

法令	法的権限	アクセスされる可能性のあるデータの例
汚職防止法(Cap 131)	投資口座、銀行口座、投資信託口座、信託基金口座などの口座の調査および検査、または本法に基づく関係当局の承認を得て犯罪を犯したと思われる者に関連する帳簿、書類、その他の関連記事の	調査対象者の預金通帳または口座明細書

	提出を要求すること	
移民法(Cap 17)	第 28 条 - 身元、国籍、職業またはこの法律に含まれる制限に関わる情報入手し、該当者が所持するそれらに関するすべての文書を要求すること 第 39 条 この法律に基づく調査または訴願のために、証人を召喚し、文書の提出を要求すること	入国を目的としたパスポートや身分証明書、またはそれに類する書類
2016年環境保護・管理令	第 12 項 この命令またはそれに基づく規則の規定に基づく義務に関連する、または関連すると合理的に考えられるあらゆる文書の提出を要求し、そこから抜粋すること	雇用契約を含む、調査対象施設の居住者の個人情報
2018 年安全・健康・環境国家機関令	スケジュール 1 -職場の安全衛生、環境保護、放射線管理に関連する事項に関して、あらゆる人に情報を要求し、協力・協働すること	労働安全関連事件に関与した個人に関する個人情報(雇用契約書を含む)
2019 年石油公団令	第 47 条 石油採掘契約の当事者である者または所有権を有する者に対し、当局が要求する情報または 文書の提出を求め、当局が必要と考える情報または文書の提出を求めること	石油産業に雇用される個人の雇用契約(当局以外)
2020 年競争令	第 34 条 - 本競争令に基づき関連するとみなされる特定の文書または情報の提出を要求すること	調査対象のサプライヤー/消費者の情報(雇用契約を含む)

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

AITI	<p>Contact Information: 電話番号: + (673) 232 3232 FAX 番号: + (673) 238 2447 メールアドレス: info@aiti.gov.bn</p> <p>住所:: Block B14, Simpang 32-5, Kampung Anggerek Desa, Jalan Berakas BB3713, Brunei Darussalam.</p>
------	---

	https://www.aiti.gov.bn/SitePages/Index.aspx
--	---